【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の五**　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準を満たすものとする。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】 （改正なし）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の五**　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準を満たすものとする。

（改正前）

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の五**　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第四項第二号に規定する総理府令で定める基準を満たすものとする。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の五**　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第四項第二号に規定する総理府令で定める基準を満たすものとする。

（改正前）

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の五**　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第四項第二号に規定する大蔵省令で定める基準を満たすものとする。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の五**　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第四項第二号に規定する大蔵省令で定める基準を満たすものとする。

（改正前）

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の四**　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準を満たすものとする。

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】

（改正後）

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の四**　（削除）

１　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準を満たすものとする。

（改正前）

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の四**　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、前条第二項の規定にかかわらず、法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は二年間とする。

２　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の格付機関（前条第四項ホに規定する格付機関をいう。）から大蔵大臣が当該格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準を満たすものとする。

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】 （改正なし）

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）

**第九条の四**　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、前条第二項の規定にかかわらず、法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は二年間とする。

２　コマーシャル・ペーパーの発行者が、当該コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の格付機関（前条第四項ホに規定する格付機関をいう。）から大蔵大臣が当該格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準を満たすものとする。

（改正前）

（新設）